

# 『小牧市公共的な行事及び催事における露店等の出店に係る届出等』 について

## ＜1＞最初に…

小牧市が主催又は共催する行事及び催事の会場及びその周辺の、主催者が指定する場所で、露店等の営業をしようとする方は、あらかじめ次の書面の提出が必要となります。 ⇒ ① 出店届出書 ② 出店者個別カード  
また、以下に記載された事項を守っていただく必要があります。

## ＜2＞出店者及び従事者が守るべき遵守事項…

- 1 出店者の方は、次に掲げる事項を遵守し、健全な営業に努めなければなりません。
  - (1) 出店届出書及び出店者個別カードの内容は、変更しないこと。
  - (2) 出店者以外の者が営業しないこと。
  - (3) 行催事への来客者と紛争し、又は業者間で紛争等を起こさないこと。
  - (4) 行催事への来客者に不安感又は嫌悪感を与えるような服装、言語及び態度等をとらないこと。
  - (5) 営業活動に18歳未満の児童・生徒（定時制高校に通う生徒を除く。）を従事させないこと。
  - (6) 従事者の身分確認を確実にを行い、従事者として届け出していない者を従事させないこと。
  - (7) 法令等に違反するものを販売しないこと。
  - (8) 営業時間を厳守すること。
  - (9) 営業を終了した後は、清掃、ゴミの処分等を行い、原状回復を確実に行うこと。
  - (10) その他市及び主催者の指示に従うこと。
- 2 従事者は、1の事項（出店者のみが守るべき事項を除く。）を、遵守しなければなりません。

## ＜3＞もし出店届出書や出店者個別カードの内容に、変更が生じた場合は…

出店者は、出店届出書及び出店者個別カードの内容に変更が生じた場合は、改めて提出しなければなりません。

## ＜4＞いつまでに届出をするのか…

出店者は、出店届出書及び出店者個別カードを、市又は主催者が指定する日までに提出しなければなりません。

### **<5>出店の拒否又は停止**

出店者又は従事者が、次のいずれかに該当するものと判明したときは、市又は主催者は、出店を拒否又は停止することができます。

- (1) 暴力団の構成員
- (2) 暴力団員ではないが暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者
- (3) (1)又は(2)に該当する者（以下「暴力団員等」という。）が、その経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき
- (4) 暴力団の威力又は暴力団員等を利用するものと認められるとき
- (5) 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (6) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき
- (7) 暴力的要求行為又は法的責任を超えた不当な要求行為を行ったとき
- (8) 暴力行為、脅迫等各関係法令に違反する行為を行ったとき
- (9) <2>の遵守事項を守らなかったとき及び<6>の報告をしなかったとき
- (10) その他市又は主催者が健全な行催事の運営に支障があると認めたとき

### **<6>不当要求等における報告…**

出店者及び従事者は、暴力団員等から不当要求又は業務妨害等の不当介入を受けた場合は、市及び警察への通報及び必要な協力を行うものとする。

### **<7>撤去等の措置…**

出店者は、出店を停止された場合、主催者の指示により、速やかに撤去してください。市及び主催者は、遵守しない出店者に対しては、撤去、拒否、停止等必要な措置をとることができるものであり、また、それにより損害が生じたときは出店者に当該損害に係る賠償を求めることができます。

**☆提出先等については、必ず、市の行事を担当する課又は主催者に確認してください。**